

日本セーリング連盟ドーピング裁定委員会決定

競技者氏名: 国枝信哉
件名: JSAF AD070909-1

日本セーリング連盟ドーピング裁定委員会は、当該案件(江ノ島オリンピックウィーク2007における2007-003事件//日本アンチドーピング機構MissionCode 07ICSA050/検体番号3356930//資料別添)の聴聞結果に基づき、下記のように決定する。

平成 19 年 12 月 2 日

日本セーリング連盟ドーピング裁定委員会

委員長 棚橋善克
棚橋善克

副委員長 秋元和子
秋元和子

委員 一條實昭
一條實昭

上原一之
上原一之
河野博文
河野博文

記

〔決定〕

- ・日本ドーピング防止規程2.1条の違反が認められる。
- ・日本ドーピング防止規律パネルの決定に従い、平成19年11月1日より2年間の資格剥奪とする。

〔理由〕

競技会検査で検出された物質“フィナステリド”は、2007年禁止リスト国際基準における「S.5利尿薬と他の隠蔽薬」であり、日本ドーピング防止規程2.1条に定める「禁止物質」である。

平成19年11月1日に開催された日本ドーピング防止規律パネル聴聞会において、検出結果およびそこに至る手続過程に関して、競技者は異議を申し立てなかった。

当委員会における上記パネルの報告に対し、競技者の全権代理人佐藤孝氏は異議を申し立てず、また“フィナステリド”が禁止物質であり、“指定物質ではない”ことを再認識した。

本件においては、競技者について日本ドーピング防止規程2.1条の違反が認められたと判定されたが、1回目の違反であることが認められるため、日本ドーピング防止規程10.2条に従い、資格剥奪期間は2年間とされた。

以上